

韓国・朝鮮文化研究会会員各位

下記の通り、第 19 回研究大会のプログラムをお送りいたします。当日参加も可能ですが、準備の都合上、大会・懇親会への参加を予定されている会員諸氏におかれましては、下記の方法に従って、あらかじめ出欠のご通知をよろしくお願いいたします。また、非会員の方々の参加も歓迎いたしますので、お誘いあわせのうえご来場ください。

韓国・朝鮮文化研究会第 19 回研究大会委員会

(E-mail: 19taikai@askcs.jp)

委員長 本田 洋

記

韓国・朝鮮文化研究会第 19 回研究大会

日時：2018 年 10 月 20 日（土） 10:30～18:00

場所：東京大学本郷キャンパス国際学術総合研究棟 1 階

文学部 3 番大教室

交通アクセス：https://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/map01_02_j.html

施設案内*：https://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/cam01_01_07_j.html

* 赤門脇の赤門総合研究棟・経済学研究科棟に隣接した建物です。

1. プログラム

10:30～11:50 一般研究発表（司会：井出弘毅）

本田洋「韓国の農村移住と農村の資源化に関する試論：智異山麓山内地域の事例から」
カン・ハンナ「韓国映画が生み出す再記憶」

12:30～13:00 会員総会

13:10～18:00 シンポジウム「コンテンツ時代における文化財」

（企画：辻大和，司会：金良淑）

趣旨説明（辻大和）

報告：

金廣植「朝鮮民俗学会と「民俗」の「文化財」化」

丁田隆「〈未開な風習〉が文化財になるとき——濟州島巫俗の受難と栄光」

金賢貞「韓国の登録文化財制度と「日帝残滓」の資源化」

18:30～20:30 懇親会（フォーレスト本郷 1 階ルヴェゾンヴェール本郷）

□ 費用

大会参加費（有職者・非会員）1,000 円／（学生他会員）無料**

** 若手研究者の参加を促進するために、有職者以外の会員の参加費を無料としました。

懇親会費（有職者）5,000 円／（学生他）3,000 円

□ 参加申し込み方法

以下の出欠表様式に従って、研究大会委員会宛にお送りください。

(出欠表様式)

韓国・朝鮮文化研究会第19回研究大会出欠表

研究大会 参加・不参加

懇親会 参加・不参加

名前：

電子メール：

宛先

E-mail: 19taikai@askcs.jp

(件名に「大会参加」と明記してください。なお、本メールの発信元とはアドレスが異なりますのでご注意ください)

2. 発表・報告要旨

(1) 一般研究発表

本田洋「韓国の農村移住と農村の資源化に関する試論：智異山麓山内地域の事例から」

本発表では、1990年代後半以降の韓国農村地域における社会経済的变化を、多様な行為主体による農村の再発見と資源化の過程として捉え直したうえで、智異山麓山内地域の事例に即して、農村移住者（「帰農・帰村人」）による「田舎暮らし」の実践において、いかなる資源がどのように動員されているのかを社会人類学的に考察する。

山内地域への移住者に緩やかに共通する特徴として、農村の生態・生活環境を環境親和的で都市・主流社会に対するオルターナティブな生活実践の資源として活用している点を挙げられるが、資源の総体的な構成においては活動の性格や領域による違いも見られる。本発表では、移住者による教育・学習活動、「農事」の実践、起業等を事例として取り上げ、在来の農村に根付いたローカルな諸資源に限定されない様々なモノ・知識・技術や経験がどのように組み合わせられ「田舎暮らし」の資源として活用されているのか、またそれによつてどのような意味付けがなされているのかを明らかにする。さらにこのような知見に基づいて、「農村性」(rurality)の構築を物質性と象徴性の両面における資源化の実践として捉え直す視角を提示する。

カン・ハンナ「韓国映画が生み出す再記憶」

2018年7月現在、韓国で1,000万人以上の観客を動員した韓国映画は合計16作品（注1）にのぼる（注2）。全ての作品が2000年以降に封切りされたものであり、今の韓国人口が約5,000万人であることを考えると、それぞれを国民5人のうち1人が見たこととなる。

2000年以降の韓国映画の多くはいわゆる韓国型ブロックバスター映画と呼ばれる、大予算をかけて製作されたものであるが、韓国映画史上の観客動員数記録を次々と塗り替えるほどの人気を集めている。そのため、韓国社会で「映画」というメディアが持つ影響力は日本や他の国と比べて非常に大きくなってきたと言えるだろう。

ところで、売上など興行にも成功したと言える 1,000 万人以上の観客動員数を持つ韓国映画にはどんな特徴があるのか。いくつかの特徴の中で、本研究が注目したいのは「時代劇」というジャンルが非常に多いということだ。歴史的イベントや人物などを描く「時代劇」は、16 作品のうち 9 作品となり、歴代の韓国映画で最も成功したと言える大ヒット作品の 5 割以上が時代劇だったことが分かる。

今、韓国では近現代史をテーマとした娯楽映画が次々に製作されている。韓国映画が生み出している記憶とは何だろうか。また、朝鮮半島の長い歴史のうちどの時代を中心に記憶として残しているのか。それを明らかにしたい。また、本研究では韓国映画による大々的な歴史的記憶の商品化について分析しながら過去との出会いを仲介するメディアとしての韓国映画の役割についても考えたい。さらに、「集団の記憶」の再構成に関わる韓国社会のポストコロニアル状況も考察したい。

(注1) 観客動員数のランキング順：『鳴梁(2014)』、『神と共に一罪と罰(2017)』、『国際市場(2014)』、『ベテラン(2015)』、『泥棒たち(2012)』、『7 番部屋の贈り物(2012)』、『暗殺(2015)』、『王になった男(2012)』、『タクシー運転手(2017)』、『ブラザーフッド(2003)』、『新感染フェイナル・エクスプレス(2016)』、『弁護人(2013)』、『TSUNAMI(2009)』、『シルミド(2003)』、『グエムル—漢江の怪物(2006)』、『王の男(2005)』

(注2) 観客動員数は、韓国映画振興委員会下の映画館入場券総合電算網(KOBIS)のまとめによる。

(2) シンポジウム「コンテンツ時代における文化財」

辻大和「趣旨説明」

現代韓国の映画・ドラマ、韓国や世界各地のイベントでは韓国「文化財」を素材としたコンテンツが頻りに登場する。韓国の「文化財」コンテンツは商業的に利用可能な資源となり、韓国内外のあらゆる人々に消費されるものとなっているのである。また「文化原型デジタルコンテンツ」事業のように、二次利用を目的に韓国政府が開発した「文化財」コンテンツすら存在する。さらに韓国では行政だけでなくメディア、研究者、市民らによって「文化財」が注目され、各種政策、運動のもとで保存、活用されている。

韓国での「文化財」コンテンツの資源化、商品化の背景について、たとえばケンドールは韓国の近現代の衣食住に関するテーマでの書物 (*Consuming Korean Tradition in Early and Late Modernity*) を編集し、韓国が経済成長し、自らの世界に占める位置づけが上昇したことが、韓国「文化財」コンテンツをめぐる積極的なマーケティングの背景にあることを指摘している。しかしながら、韓国「文化財」コンテンツが生み出されるには、どのような前提があり、どのような過程があったのかは、明らかになっていないことが多い。

そもそもホブズボウム・レインジャー編『創られた伝統』が指摘するように、世界各地に、近代以降に再構成、創出された「伝統」が存在する。ホブズボウムらの関心にもあるように、なぜそのような「伝統」ができたのか、その形成過程を見ることは、近現代の諸社会の変容過程を観察することにもなる。

韓国「文化財」コンテンツは世界、ウェブ空間に拡散している。そうした「文化財」は韓国のどのような地域、時代のもを対象に資源化されたのか。どのような「文化財」が選好され (逆に排除され)、どのように変容したのか。現代において特定の「文化財」コン

テンツが流通して二次創作されることで、特定の「文化財」認識が変容することは頻繁にある。そのなかで近現代の「文化財」化のあり方を問い直すことには、こうした認識の変容に対し、小さく警鐘を鳴らす作業になると考えられる。またその問い直しは、「文化財」をとりまく韓国社会の変容の一端を垣間見ることにもなる。

シンポジウムの構成は金廣植氏「朝鮮民俗学会と「民俗」の「文化財」化」、丁田隆氏「〈未開な風習〉が文化財になるとき——済州島巫俗の受難と栄光」、金賢貞氏「韓国の登録文化財制度と「日帝残滓」の資源化」として、発表していただく。三氏の発表をもとに、コンテンツ時代の韓国における「文化財」のあり方について、積極的な討議への参加を会員の皆様にはお願いしたい。

金廣植「朝鮮民俗学会と「民俗」の「文化財」化」

本発表では主に朝鮮民俗学会とその実質的な主導者、宋錫夏（1904～1948年）の取り組みを議論するために、「文化財としての民俗芸術（当時の郷土芸術）」、つまり日本語での「民俗芸能」を取り扱う。

発表者は朝鮮の民俗学および民俗芸能の展開を明らかにするためには、①民俗学関係者（朝鮮民俗学会）、②朝鮮総督府（帝国権力）、③地域社会、④芸能者、⑤マスコミ・大衆（民衆）などの方面から複合的に捉えなければならないと考えている。近年、その中で最も激しい議論が行われたのは①をめぐる見方である。その頂点に宋錫夏・孫晋泰という解釈の問題がある。しかし、まともな宋錫夏・孫晋泰著作集も存在しない状況のなかで、その後の生産的な議論は進んでいないと思われる。

宋錫夏は「朝鮮には演劇がない」という日本人（他者）の言説に対する反発から、この方面の研究を始めたと繰り返し主張している。実際に朝鮮に欧米でいう「劇」はなかった。そのかわり、前近代の朝鮮には노름ノルム（노리ノリ、遊び）があった。内地の民俗学関連雑誌『民俗学』『旅と伝説』『ドルメン』をはじめ、『民俗芸術』『人形芝居』『郷土芸術』『演劇学』などにおいて宋は、「朝鮮にも演劇がある」と言い続けている。その過程で、박춤노름朴僉知ノルムは朴僉知「劇」に、탈노름タルノルムは仮面「劇」に、산대도감노리山臺都監ノリは山臺「劇」、뜰노름ドゥルノルム（野遊）は五広大仮面「劇」に翻訳されていった。比較優位に立つ欧米劇から触発される一方、近代日本の取り組みを意識しながら「新しい伝統」が形成されたのである。つまり、朝鮮における「近代伝統劇」の発見というのは、植民地近代のなかで「劇」への新しい潮流に対応した近代の産物でもなる。当然の如くその中身が近代的変容を伴うことは避けざる得ない状況にあった。前近代におけるノルム伝承の多様性、創造力と可変性、力動性、信仰性、地域性は弱まりつつ、舞台上演を前提にした芸術化、標準化、儀式化、脱地域化（中央化）、制度化が余儀なくされた未曾有の時代でもあった。

本発表では、『宋錫夏著作集』（全5巻）を準備しながら確保できた新資料に基づき、「郷土舞踊と民謡の会」（東京）と「朝鮮郷土舞踊民謡大会」（京城）との関わり、朝鮮民俗学会（宋錫夏）における民俗の資源化をめぐる近代朝鮮初の試みの中身を検証したい。

丁田隆「〈未開な風習〉が文化財になるとき——済州島巫俗の受難と栄光」

朝鮮半島の近代における「民俗」は、文明化・近代化によって疎外されつつある在来文

化に文化・芸術的価値や政治・経済的価値を付与し、伝統として再創出する概念装置として機能してきた。それは民俗学をはじめとする近代日本の用法に刺激を受けつつ、1930年代の朝鮮民俗学会メンバーの活動、特に宋錫夏による「民俗芸術」の用語によってはっきりと形づくられた。すなわち、土着の未開な風習とみなされた地方の舞踊や儀礼を、「民俗」を介することで「芸術」へと次元を高める文化戦略の発現であった。

「民俗」概念は解放後、日本の知識世界との断絶を経て、アカデミズムや文化財分野を超えた独自の拡散を遂げることになる。特に1960～1980年代には「民俗村」の造成や「民俗の日（陰暦正月）」の命名をはじめ、民俗品（民芸品）、民俗美人大会（韓服ミス・コンテスト）、民俗競技（シルムや綱引き）、民俗食品（伝統食品）、民俗ショー（伝統舞踊や音楽公演）等、官民の枠をこえた拡散が顕著であった。ソウル・オリンピックを前後する時期には、外国人向けのショーや施設、土産物等に「民俗」があふれた。このとき「民俗」は、近代化以前へのノスタルジーとともに、自文化への自信やアイデンティティの確認を娯楽や商品にこめた、市場のモードとして活性化したといえる。

しかし、舞踊や民謡、民芸品が「民俗」として文化資源化されると同時に、在来慣習を「弊習」や「迷信」として否定する言説も持続的に存在した。慣習を保護する言説と排除する言説が、きわめて熾烈なかたちで共存した例として、1980年前後における済州島巫俗の置かれた状況を挙げることができる。

済州島巫俗は李朝時代より過酷な弾圧や排除運動にさらされており、警察による取締りやキリスト教信徒による妨害、青年団による堂の破壊等が1970年代まで持続していた。その状況が一変したのは1980年、済州チルモリダン・ヨンドウングッが無形文化財指定を受けてのことであった。その過程で、シンバン（シャーマン）らは民俗学者の協力のもと、全国民俗競演大会への出場等を通して、儀礼に「民俗」の位相を獲得すべく積極的に活動したことがわかる。

これらの経緯から、儀礼の文化財指定が民俗の制度化によるサルベージであると同時に、慣習の一部を「保護すべき伝統」と「排除すべき弊習」とに選別する過程でもあったことがわかる。

金賢貞「韓国の登録文化財制度と「日帝残滓」の資源化」

1948年に制定された「大韓民国憲法」は1980年10月27日全部改正（憲法第9号）によって「民族」という言葉を憲法上に蘇らせるとともに、「国家」は「伝統文化の継承・発展と民族文化の暢達に努めなければならない」（第8条・現憲法第10号第9条）という新たな条文を加えた。さらに、1962年に定められた「文化財保護法」は1999年1月29日一部改正（法律第5719号）をとおして「民族」を新たに書き加え、国家による「文化財」の「保存」行政に「民族文化」の「継承」という使命と意義を与えた。要するに、韓国の「文化財」と「民族文化」は強く規定し合う関係に置かれたのである。しかし、一見、このような「文化財」の位置づけに矛盾するような制度が2001年から施行されている。「登録文化財制度」（文化財保護法の一部改正・法律第6443号）の新設である。

登録文化財制度は、韓国の「近代史において記念になったり象徴的な価値の大きいもの」（文化観光部令第53号第35条の2）を登録基準の一つにしており、韓国が開港した1876年頃から朝鮮戦争期の1950年前後までにできた建築物や産業遺産や芸術品といった文化

的所産を「近代文化遺産」と命名し、そのうち重要なものを韓国のナショナルな文化財に登録している。本制度によってつい数年前まで「日帝 (の) 残滓」として清算されるべき、取り壊されるべき運命にあった日本式建築物にも韓国のナショナルな「文化財」というお墨付きが与えられ、国家がその保存・保護に当たるという大きな変化が生じた。

本発表は、特に韓国の地方都市に今でも多く残っている日本式建築物の保存や、その活用をも積極的に図りうる制度的枠組みとしての登録文化財制度を取り上げ、その特徴を明らかにすることに目的がある。

アメリカの民俗学者キルシェンブラット＝ギンブレットによれば、「文化遺産」は「文化的生産物」(cultural production)であり、「付加価値産業」(value added industry)である[Kirshenblatt-Gimblett 1995]。さらに、文化的・政治的・経済的資源である文化遺産には「不協和音」が付き物であるため[Tunbridge and Ashworth 1996]、それ自体「交渉プロセスの結果」として捉えなければならない[マルクス・タウシェク 2018: 109]。「文化財保護法」に規定される韓国の「文化財」もまさに以上のような文化遺産の一つの重要な事例である。本発表では、韓国の慶尚北道浦項市九龍浦、全羅北道群山市、全羅南道木浦市のいくつかの事例を引き合いに出しつつ、韓国の登録文化財制度や近代文化遺産の特徴と含意について考えてみたい。

【参考文献】

マルクス・タウシェク 2018 「文化遺産一過去というものの現在化に対する文化人類学的視点」『日本民俗学』295: 108-132。

Kirshenblatt-Gimblett, Barbara. 1995. "Theorizing Heritage." *Ethnomusicology* 39(3): 367-380.

Tunbridge, J. E. and Ashworth, G. J. 1996. *Dissonant Heritage: the management of the past as a resource in conflict*. Chichester: John Wiley & Sons Ltd.